

# 品川・生活者ネットワーク

## news no.123

●発行/品川・生活者ネットワーク ●発行責任者/田中さやか  
●〒140-8715 品川区広町2-1-36 ●TEL03-5742-6862  
●FAX03-5751-7106 ●発行日 2021年5月1日  
●E-mail shinagawa@seikatsusha.net

品川・生活者ネットワーク区議会議員

吉田ゆみこ

品川・生活者ネットワーク政調会長 ●総務委員会 ●消防団運営委員会 ●土地開発公社評議員 ●議会だより広報会議  
<https://yoshidayumiko.seikatsusha.me>



品川・生活者ネットワーク区議会議員

田中さやか

品川・生活者ネットワーク幹事長 ●建設委員会 ●オリンピック・パラリンピック推進特別委員会 ●廃棄物減量等推進審議会 ●議会改革推進会議 ●議会改革ICT推進会議  
<https://tanakasayaka.seikatsusha.me>

区議会  
REPORT

第一回定例会予算特別委員会総括質疑より

## 優先すべきは 庁舎建て替えか

品川・生活者ネットワーク区議会議員 田中さやか



品川区議会第1回定例会が2月17日から3月23日の会期で開催されました。2021年度の一般会計歳入予算は1824億円です。新型コロナ感染症の影響で、そのうちの特別区民税と地方消費税交付金はそれぞれ前年度比3.6%18億円、9.6%11億円とマイナスの見込みです。

### 事業者に丸投げ 委託内容も急ぎすぎ!

4月12日、政府は新たに東京都と京都府、沖縄県にまん延防止等重点措置を拡大しました。しかしコロナウイルス感染症の収束は見えません。

品川区はこの状況においても広町地区開発にあわせた新庁舎の建て替え検討を進めています。予算特別委員会の総括質疑では、新庁舎建設に向けた基本構想の委託事業について質しました。

区が募集内容に示す委託項目は、「新庁舎の基本理念の作成」「必要な庁舎機能」「区民合意の手法」「第二庁舎の在り方」など、24項目にわたります。本来区が区民参加で主体的に議論すべき事柄についても事業者に丸投げしています。

特に基本理念は区民との議論を重ね、共に創り上げることが必須であり委託にはなじまない

と質したところ、総務部長は、機能検討会での議論を前提とするので委託業者が勝手に決めるものではない、と答弁。しかし、機能検討会の委員構成は24名のうち区民枠はわずか5名。全5回の開催で実際に議論があったのはたったの3回。議論といつても区が示した資料に沿い意見を言うのみであり、区の答弁には到底納得できません。

### 拙速に進めずに いまこそ十分な議論を

委託契約では、4月に新庁舎整備基本構想・基本計画作成委託事業者を決定し、そのわずか3ヵ月後の7月には基本理念を含めた庁舎基本構想が作成される内容となっています。

一方で基本構想・基本計画策定委員会の任期は今年5月から来年9月(予定)です。区が示したスケジュールでは、事業者作成の基本構想ありきで、委員会での

十分な議論や区民意見の反映はなされないのでと危惧します。

そして、新庁舎建設にはJR東日本(以下JR)の広町地区開発が関係します。同地区に品川区の土地もあり、土地区画整理事業を活用して区とJRの土地の換地を決めていきます。区は、土地区画整理事業は土地価格の評価を第三者が行うため公平性が担保されるとしますが、その説明や、他にどのような選択肢が検討されたかも、詳細な説明が議会にありません。区には疑惑を感じさせない説明責任があります。

今年3月に区とJRによる事業説明会が開催され、今後の広町開発に関心を寄せる参加者が多く駆けつけました。しかし会場内のスクリーンに掲示された資料の一部しか提供されず、説明不足だと不満の声が上がりました。

生活者ネットワークは、感染症の影響により窮屈に立たされている人への支援・救済こそが急務であり、新庁舎整備を拙速に進めるべきではないと考えます。



JR東日本が進める開発に区がスケジュールを合わせる道理はない。区とJRが交わした協定書や事業計画の前提となる根拠が区民には説明されていない。このことが事業説明会で質問されたが、JRも品川区も明確な回答を避けた。第二庁舎屋上から広町再開発予定地を撮影。2021.4.13

総務委員会で「品川区庁舎建て替えと併せてアリーナ新設を求める」趣旨の陳情審査を行いました。

土地の換地は未定  
アリーナ設置の陳情審査は不適切

区庁舎建設はJR東日本の土地の開発事業と併せて進められています。土地区画整理事業という手法により、区とJR東日本の土地の「換地」が行われます。だいたいの場所は決まっているようですが最終的な広さなどは未定です。

ところが、今回のアリーナ新設を求める陳情は、アリーナの規模など、たいへん具体的に求めています。仮にこの陳情を探査すると、場合によつてはJR東日本の土地に食い込むことを容認することになりかねません。従つて、現段階で審査すべきではありません。

また、仮にアリーナを作るとしても、どういった性格にするかは様々な議論が必要です。区民が利用しやすい施設か、プロスポーツを招き多くの観客を呼ぶ施設か、事業計画も建物の仕様も大きく異なります。広く議論すべき事項を陳情審査で行うことは不適切です。そもそも、いま品川区で優先すべきは、圧倒的に足りない高齢者や障がい者施設です。生活者ネットワークは本陳情は不採択と主張しましたが、結果は3対4で「継続審査」となりました。